

# 岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）

## 交付申請マニュアル

令和2年7月10日

### 支援金の概要

#### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症が発生する中、社会生活を維持する上で必要な施設として、県民と近距離で長時間接するなど、感染リスクを負いながら事業を継続している施術所に対して、岐阜県が実践をお願いする感染防止対策に必要な経費として、岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付要綱に基づき、支援金を交付いたします。

#### 2. 交付額

1 施術所当たり定額 10 万円

※この場合においてあはき法及び柔道整復師法に基づく施術所を同一の場所で開設し、専用の施術室を共用しているときは、これらの施術所は一つの施術所とみなします。

### 交付対象

本支援金の交付の対象となる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 令和2年7月9日以前に、県内であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を行っている者（あはき法第9条の3の規定による届出を行っている者を除く。）であること。
2. 令和2年7月9日時点で前号の届出に係る開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続する意思があること。
3. コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施していること。
4. 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 申請手続き等

1. 本支援金に関する問い合わせ先  
新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金に関する相談窓口  
電話番号：058-272-8128  
受付時間：8時30分～17時15分（月曜日から金曜日の平日のみ）

2. 申請必要書類 ※以下すべての書類の提出が必要となります。

① 申請書（別記様式1）【原本】

※振込先の口座は開設者ご本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座、未所持の場合は代表者の口座に限ります。）

② 誓約書（別紙1）【原本】

※誓約書の最下部にある申請者住所、申請者氏名欄は、自署・押印（申請書（別記様式1）に用いた印鑑と同一のもの）してください。

※申請者が視覚障害等の理由で自署できない場合には、代理の方が申請者に代わって署名してください。

③ 本人確認書類【写し】

○個人事業主：運転免許書（表・裏）、パスポート（顔写真のページと所持人欄（現住所記載）のページ）、保険証（表・裏）等 ※いずれか1種類

○法人：発行日から6ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

④ 振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義（カナ）がはっきりと確認できる通帳ページ（通帳1ページ目見開き）【写し】

ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面画像を提出してください。

3. 申請受付期限

令和2年8月20日（木）消印有効

※申請書が届き次第、下記申請方法にてご提出ください。

4. 申請方法

（1）申請書類の提出

申請書および必要書類一式を下記宛先まで必ず「郵送」してください。

県から送付した申請書類一式の中に同封してある返送用封筒をご使用ください。

なお、3密を避けるため、持参による申請は原則受け付けません。

申請期限を過ぎて提出があった申請はお受け致しかねますので、書類一式は返送いたします。

<申請書類の送付先>

〒500-8570

岐阜県庁 岐阜県新型コロナウイルス感染防止対策支援金受付係 宛

※同封の返信封筒をご使用ください。

## (2) 申請に必要な書類の入手方法

制度のご案内や申請書は、令和2年7月9日時点で保健所に開設の届出をされている施術所の所在地へ郵送しています。

また、次の方法でも申請に必要な書類やQ&Aの入手、閲覧ができます。

・岐阜県庁公式ホームページ

(子ども・女性・医療・福祉→医療→各種医療制度・相談→各種申請・届出

→岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金(施術所))

・各保健所

## 5. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を交付します。審査完了次第、順次支援金を交付いたしますが、申請書類の不備や申請内容の確認を行った場合は、交付の決定(支援金の交付)に更にお時間いただく場合があります。

## 6. 通知等

申請書類の審査の結果は後日「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

## その他

1. 申請前に、今一度、本交付申請マニュアルとQ&Aの記載内容や注意事項を確認ください。添付書類の不足、不備がある場合は、迅速な審査ができません。
2. 本支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、岐阜県は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、支援金の受領日から返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額10万円に年率10.95%の割合で計算した額)を支払うこととなります。
3. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名等の情報を公表することがあります。
4. ご提出いただいた申請書類一式は返却しませんので、申請書・誓約書以外の添付書類は写しの送付をお願いします。
5. 審査の過程で、追加で書類の提出等の依頼することがあります。期日までに提出等が行われなない場合は、不交付として取り扱います。
6. 既に廃業されている場合は、県が定める様式「廃止届」を管轄の保健所に提出してください。なお、廃止をしている事業所は交付対象外となりますので、申請書の上部余白に赤字で「廃止」と記入の上、同封の返信用封筒で申請書等の書類一式を返送ください。

※岐阜県ホームページ(子ども・女性・医療・福祉→医療→各種医療制度・相談→各種申請・届出→施術所開設等に関する手続き

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/kakushu-iryo/11229/sejutusyo.html>)

岐阜県知事 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付申請書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり支援金 10 万円の交付を申請します。

- 岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する事業者です。
  - ア 令和 2 年 7 月 9 日以前に、県内であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「あはき法」という。）第 9 条の 2 第 1 項又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項の規定による施術所の開設の届出を行っている者（あはき法第 9 条の 3 の規定による届出を行っている者を除く。）であること。
  - イ 令和 2 年 7 月 9 日時点でアの届出に係る開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続する意思があること。
  - ウ コロナ社会を生き抜く行動指針（令和 2 年 5 月 15 日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施していること。
  - エ 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

【申請者】

申請者の種別 (いずれかに記入)	□個人 事業主	住 所	〒 [ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]		電話番号	
		フリガナ				
		氏 名	印			
	□法人	所在地	〒 [ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ]		印	
		フリガナ				
		名 称				
		代表者職名	フリガナ			
			代表者氏名			
	担当者所属	(TEL [ ][ ][ ][ ] [ ][ ][ ][ ] )	フリガナ			
			担当者氏名			

【感染防止対策を実施した施術所】 ※名称及び所在地は、保健所への届出内容を記入してください。

種別	名 称	所在地	電話番号
あはき・柔整			

※「種別」は、該当する方に○を付けてください。ただし、同一の場所であはき法及び柔道整復師法に基づき開設している場合は、両方に○を付けてください。

【振込先口座】 ※申請者と同一名義の口座を記入してください。

振込口座	金融機関名						支店名								
	銀行・信用金庫 信用組合・農協						本店・支店 出張所 本所・支所								
金融機関コード							←銀行コード						←支店コード		
預金種別	普通 ・ 当座 納税準備 ・ 貯蓄						←該当する預金種別に○を付けてください。								
口座番号（右詰め）							←7桁の番号で記入ください。								
口座名義人（フリガナ）															
30字を超える場合、30字まで記入してください。															
口座名義人（漢字）															

※ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

○ 添付書類

- ・ 誓約書（別紙1）
- ・ 本人確認書類（写し）
  - 個人事業主：次の書類のうちいずれか1点
    - 運転免許証（表・裏）、パスポート（顔写真のページと所持人欄（現住所記載）のページ）、保険証（表・裏）
    - 法人：発行日から6ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 振込口座の通帳等の写し  
（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの）

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）に関して、次のとおり誓約します。

- 令和2年7月9日時点で開設の届出書に記載した開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続して実施します。
- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、下記に例示する感染防止対策を今後も徹底して行います。
  - ・感染防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」の選任
  - ・発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先の把握
  - ・利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）、会計時等の行列の間隔確保
  - ・予約制の導入等による入場人数のコントロールや入場時の健康確認
  - ・施設内の定期的な換気
  - ・従業員のマスク着用及び利用者へのマスク着用の呼びかけ
  - ・キャッシュレス決済の積極的導入
  - ・入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び利用者の手指消毒を徹底
  - ・ペーパータオルの設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）
  - ・複数の従業員や利用者が共用する物品や多数の人が触れる箇所の重点的な消毒
  - ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミは、しっかりと密閉して廃棄
  - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底
  - ・従業員の健康チェックをし、体調不良（家族を含む。）の場合は、必ず休養
  - ・従業員の制服や衣類は、毎日洗濯ないし交換
  - ・従業員の日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底
  - ・利用者への呼びかけ
  - ・待合室での利用者間の距離の確保

※本誓約書を提出いただいた方には、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を配布します。二重配布を避けるため、既にステッカーの申込み  又は配布を受けている方は、チェック  をしてください。

- 虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当していません。また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

申請者住所  
 申請者氏名  
 （ 法人にあつては名称  
 及び代表者職・氏名 ）

印

# (記入例)

別記様式1 (第5条関係)

岐阜県知事 様

令和2年7月27日

記入した日付を入れてください

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金 (施術)

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金 (施術所) 交付要綱第5条の規定により、下記のとおり支援金10万円の交付を申請します。

- 岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金 (施術所) の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する事業者です。
  - ア 令和2年7月9日以前に、県内であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。) 第9条の2第1項又は柔道整復師法 (昭和45年法律第19号) 第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を行っている者 (あはき法第9条の3の規定による届出を行っている者を除く。) であること。
  - イ 令和2年7月9日時点でアの届出に係る開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続する意思があること。
  - ウ コロナ社会を生き抜く行動指針 (令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定) に沿った感染防止対策を実施していること。
  - エ 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## 【申請者】

どちらかに し、必要事項を記入してください	<input type="checkbox"/> 個人 事業主	住所	〒 5 0 0 - 8 5 7 0	
		フリガナ	住所や氏名等は、保健所への届出内容を記入してください	
	<input type="checkbox"/> 法人	法人住所	〒 5 0 0 - 8 5 7 0 岐阜市藪田南 2-1-1	
		フリガナ	カブシキカイシャ △△	
(いずれかに記入)	法人名	株式会社 △△		
	代表者職名	フリガナ	ギフ タロウ	
		代表者氏名	岐阜 太郎	
	担当者所属	フリガナ	ギフ ハナコ	
		担当者氏名	岐阜 花子	

## 【感染防止対策を実施した施術所】 ※名称及び所在地は、保健所への届出内容を記入してください。

種別	名称	所在地	電話番号
<input checked="" type="radio"/> あはき系整	〇〇鍼灸院	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111

※「種別」は、該当する方に○を付けてください。ただし、同一の場所であはき法及び柔道整復師法に基づき開設している場合は、両方に○を付けてください。

【振込先口座】 ※申請者と同一名義の口座を記入してください。

振込口座	金融機関名				支店名										
	◇◇◇◇	銀行・信用金庫 信用組合・農協				◇◇◇◇	本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 出張所 本所・支所								
金融機関コード	1	2	3	4	←銀行コード			5	6	7	←支店コード				
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 ・ 当座 納税準備 ・ 貯蓄				←該当する預金種別に○を付けてください。										
口座番号（右詰め）	0	1	0	0	0	0	1	←7桁の番号で記入ください。							
口座名義人（フリガナ）	カ	)	△	△	タ	・	イ	ヒ	ヨ	ウ	ト	リ	シ	マ	リ
30字を超える場合、30字まで記入してください。	ヤ	ク	キ	・	フ	タ	ロ	ウ							
口座名義人（漢字）	株式会社 △△ 代表取締役 岐阜 太郎														

※ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字） 預金種目 口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

申請者と同一名義の  
口座を記入してください

○ 添付書類

・ 誓約書（別紙1）

・ 本人確認書類（写し）

個人事業主：次の書類のうちいずれか1点

運転免許証（表・裏）、パスポート（顔写真のページと所持人欄（現住所記載）のページ）、保険証（表・裏）

法人：発行日から6ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・ 振込口座の通帳等の写し

（金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの）



# (記入例)

令和2年7月27日

岐阜県知事 様

## 誓 約 書

記入した日付を  
入れてください

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（施術所）に関して、次のとおり誓約します。

- 令和2年7月9日時点で開設の届出書に記載した開設の場所で業務を行っており、かつ、同日後も業務を継続して実施します。
- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、下記に例示する感染防止対策今後も徹底して行います。
  - ・感染防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」の選任
  - ・発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先の把握
  - ・利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）、会計時等の行列の間隔確保
  - ・予約制の導入等による入場人数のコントロールや入場時の健康確認
  - ・施設内の定期的な換気
  - ・従業員のマスク着用及び利用者へのマスク着用の呼びかけ
  - ・キャッシュレス決済の積極的導入
  - ・入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び利用者の手指消毒を徹底
  - ・ペーパータオルの設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）
  - ・複数の従業員や利用者が共用する物品や多数の人が触れる箇所の重点的な消毒
  - ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミは、しっかりと密閉して廃棄
  - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底
  - ・従業員の健康チェックをし、体調不良（家族を含む。）の場合
  - ・従業員の制服や衣類は、毎日洗濯ないし交換
  - ・従業員の日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への
  - ・利用者への呼びかけ
  - ・待合室での利用者間の距離の確保

該当する方は、□に✓を  
入れてください

※本誓約書を提出いただいた方には、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を配布します。二重配布を避けるため、既にステッカーの申込み又は配布を受けている方は、チェックをしてください。

- 虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 申請事業者又はその代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号イ及びロに規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当し、又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

代表者印を押印  
してください

申請者住所  
申請者氏名  
〔法人にあつては名称  
及び代表者職・氏名〕

岐阜市藪田南 2-1-2  
株式会社△△  
代表取締役  
岐阜 太郎

印